

[参考]

第 1 号様式の記載要領

1 この第 1 号様式は、新規に適格年金契約の承認を受けようとする場合における申請又は届出をするときに使用するものとし、年金特定契約に係るものについてはさらに第 1 号様式付表を添付してください。

2 この申請書等の提出に当たっては、契約の形態を次の(1)により区分し、(2)のとおりそれぞれ契約形態ごとに定める受託機関が申請書等を作成し提出してください。

(1) 契約の形態

イ 単独契約

受託機関と事業主が 1 対 1 で結ぶ契約をいいます。

ロ 分割契約

一の退職年金制度を信託会社、生命保険会社又は全国共済農業協同組合連合会のうち二つ以上と分割して締結した契約をいいます。

ハ 共同委託（結合）契約

複数の法人が共同して締結した一の退職年金契約をいい、共同委託契約とは信託契約の場合を、結合契約とは生命保険契約又は生命共済契約の場合をいいます。

ニ 共同受託（共同取扱）契約

共同受託契約とは、複数の信託会社が受託者となっている年金指定単契約をいい、共同取扱契約とは、複数の生命保険会社が保険者となっている年金保険契約をいいます。

ホ 特定契約

年金特定契約がある場合をいいます。

ヘ 複合契約

上記ロ、ハ及びニの契約が組み合わされた契約をいい、具体的には、例えば「分割・共同委託契約」等の場合をいいます。

(2) 申請書等の作成等を担当する受託機関

イ 単独契約の場合は、契約した受託機関

ロ 分割契約の場合は、それぞれの契約ごとに契約した受託機関

ハ 共同受託（共同取扱）契約の場合は、申請を担当する受託機関（特定の受託機関（幹事受託機関）が代表して各受託機関の申請書等を作成し提出します。）

3 1、2、3等の数字を付した項目については、該当する数字を で囲み、また、有・無をもって表示する項目については、該当するいずれかのものを で囲みます。なお、記載項目のうちで該当のないものは、その「内容」欄を斜線で抹消します。

4 割合（％）を記載するものについては、原則として小数点以下第 1 位未満の端数は四捨五入したものを記載します。

5 （注 1）の部分及び（注 2）の余白部分については、申請書等の区分に応じ、それぞれ次のとおり表示します。

(1) 申請書として使用する場合

イ （注 1）の部分は「承認申請書」とし、「届出書」の文言を抹消します。なお、当該契約

が特例適格年金契約の場合には、「適格退職年金契約の」の前に「特例」と記載します。

ロ（注2）の余白部分は、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「第1項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項の規定により承認の申請をします。」と、一般適格年金契約の場合には、「第1項の規定により承認の申請をします。」と記載します。

(2) 届出書として使用する場合

イ（注1）の部分は「届出書」とし、「承認申請書」の文言を抹消します。なお、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「適格退職年金契約の」の前に「特例」と記載します。

ロ（注2）の余白部分は、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「第6項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項の規定により届出します。」と、一般適格年金契約の場合には、「第6項の規定により届出します。」と記載します。

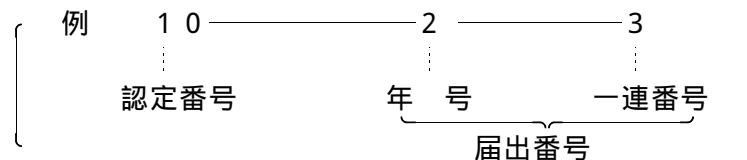
6 信託会社が届出する場合の「定型的な契約書の認定事項」欄は、年金指定単契約に係るものを記載します。

7 「届出番号」欄は、それぞれ次のとおり記載します。なお、信託会社が届出する場合には年金指定単契約に係るものを記載します。

(1) 特例適格年金契約の届出書を提出する場合には、適格年金契約の認定番号及び届出番号と特例適格年金契約の認定番号及び届出番号を、それぞれ「適年」、「特例適年」の各欄に記載します。

(2) 「届出番号」は暦年ごとに年号を付した一連番号とします。

(注) 「(特例)適格退職年金契約の届出書」が受理された場合、定型的な契約書の認定番号及び届出番号が承認番号となることに留意してください。



8 「引受割合等」欄には、共同受託（共同取扱）契約における受託機関名等を記載します。なお、信託契約については、年金指定単契約に係るものを記載します。

9 「契約区分」欄には、申請等に係る契約が一般適格年金契約の場合には「一般」、特例適格年金契約の場合には「特例」と記載します。

10 「契約形態」欄には、前記2の(1)に定める契約形態により記載します。なお、年金特定契約については、これらの契約形態の記載に加え、「特定契約」と記載します。また、複合契約については、次の区分によりそれぞれ次のように記載します。

- (1) 共同委託・共同受託
- (2) 結合・共同取扱
- (3) 分割・共同委託
- (4) 分割・結合
- (5) 分割・共同受託
- (6) 分割・共同取扱
- (7) 分割・共同委託・共同受託
- (8) 分割・結合・共同取扱

11 「事業主」の各欄は、次により記載します。

- (1) 共同委託（結合）契約については、主たる事業主（申請又は届出に当たって代表となる法人をいい、以下「親会社」といいます。）を記載し、親会社以外の事業主（以下「子会社」といいます。）については、「共同委託（結合）契約の状況」欄に記載します。
 - (2) 「住所又は本店の所在地」欄に記載する事業主が納税地の指定を受けている場合には、登記簿上の本店所在地を記載し、その上部（ ）内に指定された納税地を記載します。
 - (3) 「氏名又は法人名」欄には、合併等により一の事業主に2以上の契約が併存することとなる場合又は特定の使用人のみを対象とした契約となる場合には、その旨をカッコ書きする方法により併記します。
- 12 「厚生年金基金加入有無」欄には、当該契約が特例適格年金契約の場合に、事業主が厚生年金基金の設立事業所かどうかにより、その有無を記載します。また、事業主が共済組合等に参加しており契約形態が単独の場合には、「有」を で囲み、「その他の特記事項」欄に参加している共済組合名を記載します。
- 13 「規程施行日」欄には、申請等に係る退職年金規程の施行日を記載します。なお、契約形態が分割となる場合、又は信託契約が複数となる場合において、新たに追加された契約に係る申請書等の当該欄には、既存の契約に係る退職年金規程の施行日をおおきき書きする方法により併記します。また、信託契約、生命保険契約又は生命共済契約が解除される受託機関の更迭があった場合にも、これに準ずるものとします。
- 14 「契約締結日」欄には、第1回の掛金等を入金した日（退職年金規程の施行日を契約日としているものは当該契約日）を記載します。なお、信託契約については、年金指定単契約に係るものを記載します。
- 15 「加入状況」の各欄は、次により記載します。
- (1) 共同委託（結合）契約の場合における「使用人総数」、「加入資格者数」及び「加入者数」の各欄には、契約当事者であるすべての事業主の合計人員を記載します。
 - (2) 使用人兼務役員を加入させることとした契約については、当該使用人兼務役員を該当欄に含めて記載します。
 - (3) 「使用人総数」欄には、規程施行日現在の人員を記載しますが、法令附則第16条第1項第2号の使用人の範囲に含まれない者は除外します。この場合において、一の事業主に複数の契約が併存するとき又は合併等があったことにより、一部の使用人のみを対象とした契約となるものについては、当該契約の対象者を本書きし、当該契約に含まれない人員を上部に外書きします。
 - (4) 「加入資格者数」欄には、加入資格基準には達していても加入日が到来しないため加入できない者は除いて記載します。
- 16 「通常掛金等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「積立方式」欄は、年金の財政方式を記載します。なお、加入年齢方式の場合の（ 歳）には、数理計算上採用した特定年齢（標準的な一定の年齢をいいます。）を記載します。
 - (2) 「掛金等の形態」欄は、掛金等が定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他これに類する方法のいずれにより算出したものであるかを記載します。なお、掛金等の払込方法が月払い以外のときは、「年」又は「半年」と付記します。
- 17 「過去勤務債務等の掛金等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「初期総額」の欄には、退職年金契約締結時に計算された過去勤務債務等の額の総額を記載

します。

- (2) 法令附則第16条第1項第9号の適用により、事業主に返還された金額が掛金等として直ちに払い込まれている場合には、当該金額を控除した後の金額を記載します。
 - (3) 「掛金等の形態」欄には、過去勤務債務等の額に係る掛金等について、法令附則第16条第1項第7号に掲げるいずれの方法によるものであるかを記載します。なお、掛金等の払込方法が月払い以外のときは、「年」又は「半年」と付記します。
- 18 「使用人掛金等の有無」欄には、掛金等の使用人負担の有無を記載します。なお、定額及び給与に対する一定割合が併存する契約については、それぞれ区分して記載し、また、過去勤務債務等の額に係る掛金等についても負担することとしている場合にはその旨記載します。
- 19 「標準者一人当たり月額」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「通常掛金等」欄については、積立方式が加入年齢方式以外の場合には、退職年金契約に定める掛金等を記載し、当該方式以外の場合にはいわゆる標準者（制度に加入できる最低年齢以上で、かつ、最も加入人員の多い年齢の者をいいます。以下同じ。）の掛金等を記載します。また、月払い以外の方法によっているときには、月額に換算した額によります。
 - (2) 「過去勤務債務等の掛金等」欄については、過去勤務債務等の額に係る掛金等を「定額（総額）」によって払い込む場合には、契約当初の1ヵ月分の総額を加入者数で除した額を記載します。
- 20 「給付水準の状況」の各欄は、次により記載します。
- (1) 当該契約が特例適格年金契約の場合に記載し、一般適格年金契約の場合には記載は不要です。
 - (2) 通常掛金額等は、措令第39条の36第18項第2号に規定する通常掛金額等を記載します。
 - (3) 平均標準報酬月額は、届出書に記載する退職年金規程の施行日の直前の4月1日現在において公表されている3月分の当該金額を記載します。
- 21 「選択一時金の有無」欄には、選択一時金の有無を記載します。なお、特例適格年金契約において選択一時金制度がある場合には、判定基礎年齢（22(3)口参照）で加入した者が定年まで勤務したとした場合で、年金支給開始時において年金現価額の全部を一時金として支給されとした場合のその一時金の当該年金現価額に占める割合を（ ）内に記載します。なお、退職年金の支給について、保証期間の定めがあり、当該保証期間における退職年金の現価が退職年金の現価の総額の100分の90より少ない場合には、保証期間を で囲みます。
- 22 「受給資格」の各欄は、次により記載します。
- (1) 該当する受給資格を例えば「勤続20年以上」と簡記します。
 - (2) 中途脱退の受給資格が退職事由別に異なる場合には該当欄を区分して退職事由別に記載します。
 - (3) 年金の受給資格の判定の「受給資格充足割合」欄及び「判定基礎年齢」欄は、特例適格年金契約における退職年金の受給資格の要件を退職事由又は退職年齢で定めている場合に、次により記載します。
 - イ 「受給資格充足割合」欄
退職年金の受給資格である退職年齢等の残存者数が加入期間が20年である者の数に占める割合を記載します。
 - ロ 「判定基礎年齢」欄
平均加入年齢（受給資格が勤務期間で定められているときは平均入社年齢）を記載します。

- 23 「標準者の定年退職年金月額」欄は、次により記載します。
- (1) 定年が職種別に区分されている場合には、使用人数の多い方の職種に係る定年者について記載します。
 - (2) 給与比例給付の契約で、予定昇給率を使用していない場合における定年者の給与の額は、加入者の年齢別の給与差又は類似企業の標準給与等から適宜推計して差し支えありません。
- 24 「期間」欄は、退職年金の給付期間を記載します。なお、特例適格年金契約の場合、終身年金に係る年金現価の年金現価総額に占める割合を()内に記載します。
- 25 「(予定残存率)」欄には、加入資格者のうち最低加入年齢の者についての予定残存率を記載します。
- 26 「定年の定め」欄には、定めがある場合には労働協約等の条項等を記載します。なお、定年年齢が職種別に区分されている場合には、その区分されたすべての定年年齢を記載します。
- 27 「基準給与」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「定め」欄には、退職年金契約において引用している給与規程等の名称及びその条項を記載します。
 - (2) 「内訳」欄は、給与規程等に定める用語により記載し、日給者の月給換算等がある場合には「日給者の月給換算 日」等と記載します。
- 28 「退職年金規程の性格」欄は、退職年金規程が労働協約による場合には、(・・)内にその労働協約の協定年月日を、就業規則による場合には、(・・)内にその就業規則の労働基準監督署における受理年月日を記載します。
- 29 「退職年金規程と退職金規程との関係」欄は、使用人の退職に伴う給付の態様に応じ、次の区分により記載します。
- (1) 「年金単給」とは、事業主が法令第105条《退職給与規程の範囲》に定める退職給与規程(以下(3)まで単に「退職給与規程」という。)を有しないため、退職による給付が当該退職年金契約による給付のみの場合をいいます。
 - (2) 「退職金の外枠支給」とは、事業主が退職給与規程を有しており、その枠外として当該退職年金契約から給付を行うこととしている場合をいいます。
 - (3) 「退職金の内枠支給」とは、事業主が退職給与規程を有しており、当該退職給与規程により給付される退職金の範囲内で当該退職年金契約から給付を行うこととしている場合(いわゆる控除方式)をいいます。
- (注) 退職給与規程に「退職金(又は年金)は別に定める退職年金契約による」旨を定めている場合には、上記(3)に該当することに留意してください。
- 30 「共同委託(結合)契約の状況」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「会社名」欄には、親会社及び子会社等のすべてを記載します。
 - (2) 「持株割合」欄には、子会社等について、親会社の持株割合だけでなく、親会社と特殊な関係にある株主等との合計による持株割合を記載します。ただし、1-4(共同委託契約及び結合契約)の(1)のイに該当する場合で親会社が被支配の関係にある場合又は同口に該当する場合には、「その他の特記事項」欄に適宜補足説明事項を記載します。
 - (3) 「厚生年金基金加入の有無欄」は、特例適格年金契約の場合に各事業主ごとに記載します。また、親会社及び子会社等が共済組合等に参加している場合には、同欄に共済組合名を記載します。

(注) 特例適格年金契約が生命共済契約の場合には、記載は不要です。

- 31 「複数契約の場合の引受割合等」欄には、同一事業主につき複数の契約がある場合に「契約種類」及び「受託機関名」等を記載します。
- 32 「その他の特記事項」欄には、次に掲げる事項を記載します。
- (1) 既往において、適格年金契約を実施したことがあった場合には、解約年月日、解約時の受託機関及び解約事由
 - (2) 使用人総数と加入者数に開差がある場合は、その理由
 - (3) 所得税法施行令第73条第1項第2号《特定退職金共済団体の要件》に規定する被共済者が適格退職年金の受益者等となったため特定退職金共済団体から引き渡される金額がある場合には当該金額
 - (4) この契約が法規則附則第5条第1項のいずれの号に該当するかについて具体的に記載する。

第1号様式附表の記載要領

- 1 この様式は、年金特定契約について新規に適格年金契約の承認を受けようとする場合における申請又は届出をするときに、第1号様式に準じて記載し、同様式に添付してください。
なお、適格年金契約の変更と同時に、新たに締結した年金指定単契約又は年金特定契約について適格年金契約の承認を受けようとする場合に提出する申請書等については、第2号の2様式によることに留意してください。
- 2 「年金特定（金銭）信託契約に係る定型的な契約書の認定事項」欄は、第1号様式の記載要領6に準じて記載します。
- 3 （注3）の部分については、申請書等の区分に応じ、第1号様式の記載要領5に準じて記載します。
- 4 「投資顧問業者名」欄には、当該年金特定契約に係る年金資産の投資判断を行う投資顧問業者名を記載します。
- 5 「投資顧問業者の登録番号」欄には、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条《登録》に基づく当該投資顧問業者の登録番号を記載します。
- 6 「契約締結日」欄には、当該年金特定契約の契約締結日を記載します。